

## 12 住民税申告

住民税申告とは、1月1日現在にお住まいであった市区町村に前年中の収入や控除を申告するものです。ただし、申告が不要となる場合もありますので、下のフロー図で確認してください。

### スタート!

- 令和5年1月～12月の間の収入状況
- 収入がない方 → A △
  - 遺族・障害年金などの非課税所得だけの方 → A △
  - 生活扶助を受給している方
  - 給与収入がある方 → B △
  - 公的年金収入がある方 → C △
  - それ以外（事業・不動産など）の方 → D △

### A

国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険などに加入している

はい → ②

いいえ

市内に住民登録のある親族が年末調整や確定申告、市民税・県民税申告であな  
たを扶養親族として申告している

はい → ①

いいえ → ②

### B

次のいずれかに該当する

- ・勤務先で年末調整をしていない（注1）
- ・2か所以上で給与収入がある
- ・給与収入2,000万円を超える

はい → ③

いいえ

給与以外の所得がある

はい

いいえ

給与以外の所得が20万円を超える

はい → ③

いいえ → ②

医療費控除などの所得控除を追加する（注2）

はい

いいえ → ①

住宅ローン控除がある

はい → ③

いいえ

源泉徴収票に記載のある「源泉徴収税額」が0円

はい → ②

いいえ → ③

### C

公的年金以外の所得がある

はい

いいえ

公的年金以外の所得が20万円を超える

はい → ③

いいえ → ②

公的年金収入の合計額が151万5,000円以下  
（令和6年1月1日時点で65歳未満の方は101万5,000円以下）

はい → ①

いいえ

公的年金収入の合計額が400万円を超える

はい → ③

いいえ

医療費控除などの所得控除を追加する※2

はい → ②

いいえ → ①

※所得税の還付がある方は③

### D

所得金額（収入－経費）が所得税の所得控除の合計額より大きい

はい → ③

いいえ → ②

### 結果

- ① 申告の必要はありません（注3）
- ② 市民税・県民税の申告が必要です
- ③ 所得税の確定申告が必要です

- （注1）現在の勤務先で退職した勤務先の分を含めて年末調整している場合は該当しません。
- （注2）医療費控除や生命保険料控除、納付書または口座振替で納付した国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料などのことです。
- （注3）収入がなかった場合でも、課税（非課税）証明書を取得する人などは申告が必要になる場合があります。

【注】 一般的な例を示しています。所得税の確定申告をした方は、市民税・県民税の申告は原則不要です。

## (1) 申告の期間

原則として、2月16日から3月15日まで(その日が土曜日にあたるときはその翌々日、日曜日にあたるときは翌日)が申告期間になります。

申告書は申告する年の1月1日現在に住所があった市区町村の税務担当課に提出してください。

## (2) 過年度の申告期間

控除の追加など税額を下げる申告の場合には、5年間分を遡って提出することができます。収入の追加など納税が必要になる申告の場合には、3年間分を遡って提出することができます。なお、年の途中で住所の異動をされた方は、他市区町村にて申告が必要な場合があります。

## (3) 申告に必要なもの

●市民税・県民税申告書

●本人確認とマイナンバー確認ができるもの(「マイナンバーカード」または「個人番号通知カードと自動車運転免許証または健康保険証など」)

《所得・控除を証明する書類》

●給与所得・公的年金等の源泉徴収票など収入金額が分かる書類

●各種控除を証明できる証明書・領収書(前年の1～12月に支払ったもの)

・社会保険料(国民健康保険、後期高齢者医療保険、国民年金、介護保険などの保険料)

・生命保険料 ・地震保険料 ・寄附金 ・各種障害者手帳

●医療費控除を受ける場合は、医療費の明細書(医療費通知による記載箇所の省略可)

## (4) 申告の方法

①郵送 ②市民税課窓口の申告書受付ポストへの投かん ③申告会場(②③は申告期間中のみ)

また、申告期間中窓口では申告を受け付けていません。

申告にあたっては、申告書に氏名等の必要事項を記載し「(3)申告に必要なもの」に該当する書類(医療費通知以外写し可)を添付することで簡単に申告することができますので、来庁することなく申告できる郵送での提出をご利用ください。

【注】申告会場については、広報あげお1月号または上尾市ホームページをご覧ください。

なお、申告会場は大変混み合いますので、郵送による申告を推奨しています。

## (5) 申告の注意点

●提出された資料は返却しません。資料の返却や受付書が必要な方は、切手を貼り宛名を記入した返信用封筒を同封してください。

●申告書のコピーが必要な方は、コピーしてから提出してください。

●必要な資料が添付されていない場合は、所得や控除を修正します。

●障害者・寡婦/ひとり親など、配偶者/扶養親族の人的控除については、原則、添付された証明書の記載のとおり処理しますので、変更がある場合は申告書への記入をお願いします。

## (6) 確定申告した場合の住民税への反映

確定申告をした場合、確定申告のデータは税務署を経由して情報を連携しますので、改めて、住民税申告をする必要はありません。なお、住民税への反映には1～2カ月かかります。

【注】税務署で確定申告後、すぐに課税(非課税)証明書を取得したい場合は、税務署の受領印がある控えを市民税課にお持ちいただければ発行が可能です。

## (7) 普通徴収分の社会保険料

普通徴収(納付書または口座振替)により徴収された社会保険料(国民健康保険、後期高齢者医療保険、国民年金、介護保険などの保険料)については、実際に納付した方が特定できないため、確定申告や住民税申告を行う必要があります。